国際データガバナンス検討会
第1回データセキュリティワーキンググループ

事務局説明資料

2024年11月　　デジタル庁　国際戦略

デジタル庁
Digital Agency

DFFT（Data Free Flow with Trust：信頼性のある自由なデータ流通）の提唱

- 2019年1月、ダボス会議において、安倍総理（当時）が「信頼性のある自由なデータ流通」（DFFT）を提唱。
- さらに同年6月、G20大阪サミットにおいて、DFFTの意義・役割を明示した首脳宣言に合意。

＜（2019年1月23日）ダボス会議　安倍総理演説（抜粋）＞

５年前の私の約束は、今でも同じです。古くなった規制を変えるため、私は私自身をドリルの刃として、突き抜け続けます。成長のエンジンは、思うにつけもはやガソリンによってではなく、ますますもってデジタル・データで回っているのです。

よく私たち、ＷＴＯの改革が必要だと言いますが、ともすると、いまだに農産品ですとか、物品の世界で、つまり距離や国境が重要になる世界で、私たちは考えています。新たな現実とは、データが、ものみな全てを動かして、私たちの新しい経済にとってＤＦＦＴが、つまりData　Free　Flow　with　Trustが最重要の課題となるような状態のことですが、そこには、私たちはまだ追いついていないわけです。

＜（2019年6月29日）G20大阪首脳宣言（抜粋）＞

プライバシー、データ保護、知的財産権及びセキュリティに関する課題に引き続き対処することにより、我々は、データの自由な流通を更に促進し、消費者及びビジネスの信頼を強化することができる。（中略）このようなデータ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト（信頼性のある自由なデータ流通）は、デジタル経済の機会を活かすものである。

DFFTクロノロジー：安倍総理スピーチからG7広島サミットまで

2019年：日本が越境データ流通を実現する概念として**「DFFT」を提唱。**

<u>世界経済フォーラム年次総会</u>

新たな現実とは、データが、ものみな全てを動かして、私たちの新しい経済にとってDFFTが、つまり Data Free Flow with Trust が最重要の課題となる。（安倍総理スピーチ）

<u>G20大阪首脳宣言</u>

プライバシー、データ保護、知的財産権及びセキュリティに関する課題に引き続き対処することにより、我々は、データの自由な流通を更に促進し、消費者及びビジネスの信頼を強化することができる。（中略）このようなデータ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト（信頼性のある自由なデータ流通）は、デジタル経済の機会を活かすものである。

→「大阪トラック」立ち上げ [データ流通や電子商取引に関する国際通商ルール作りを推進]

2021年：G7英国議長国下で、**「DFFTに関する協力のためのロードマップ」**を策定。

- DFFTの実現に向けて①データローカライゼーションの影響評価、②越境データ移転に関する各国政策の比較分析、③信頼性のあるガバメントアクセスのための指針策定、④データの相互共有の促進の４つの柱からなるロードマップを策定。

2022年：G7ドイツ議長国下で、**「DFFT促進のためのアクションプラン」**を策定。

2023年：G7日本議長国下で、**DFFT具体化に向けた「国際制度（IAP）」の立ち上げに合意。**

- データの越境移転時の課題解決につながる、**<u>DFFT具体化に向けて取り組むべき優先分野</u>**に合意。

  ⇒優先分野：規制手段と技術手段の両面を用いて、①データ・ローカライゼーション、②規制協力、③信頼された政府のデータへのアクセス、④データ共有に、IAPの下で取り組む

- **<u>G7広島サミットおよび群馬デジタル技術閣僚会合にて、DFFT具体化のための国際制度（Institutional Arrangement for Partnership：IAP）の立ち上げに合意</u>**

DFFTの具体化へ向けた動き：G7広島サミット

- 2023年4月のG7デジタル技術閣僚会合声明で課題提示がなされ、同年5月の首脳宣言においてDFFTの具体化に向けた国際枠組を設立することが承認された。

◆G7デジタル技術閣僚会合声明

“We recognise that there are **potential gaps in international governance** to operationalise DFFT…due to its cross-sectoral nature”

◆政策・規制・技術の包括的且つ分野横断的なチャンネルを開発し、政府以外のステークホルダを巻き込むことで、貿易ルールを補完

■<u>分野横断的な協力</u>：

DFFTの要諦は様々な分野間及び分野における各国間の政策の調整

■<u>国際ルール、規制政策協力、技術協力</u>：

データの性質に応じた様々な方法論を組み合わせ活用。国境を越えたデータアクセスの実情において、アクターが直面する問題や障壁に関するエビデンスに基づき、具体的な解決策を構築（政府内外の知恵を結集）

■<u>DFFTを推進する恒久的な場所</u>：

デジタル分野の国際イニシアチブやプロジェクトは流行り廃りが激しいが、長期的な相互運用性、データ共有・アクセスの共通手段やインフラを構築するためには、政策やプロジェクトの継続性を確保することが必要

◆2023 G7広島サミット・高崎デジタル・技術大臣会合

DFFTの具体化に向けた国際制度（Institutional Arrangement for Partnership）の設立を承認へ

高崎で開催されたG7デジタル・技術大臣会合にて、河野デジタル大臣（当時）は、DFFT具体化に向けた国際制度の設立とG7の優先項目を議長として取りまとめ、首脳間での承認を求めた

DFFT具体化のための国際枠組み：IAPの設置

- DFFTの具体化のための国際的な枠組みとして、OECD内にInstitutional Arrangement for Partnership (IAP：パートナーシップのための制度的アレンジメント)が設置された。

■Institutional Arrangementについて

① OECDの既存委員会（政策分野ごとの加盟国の意思決定機関）を活用。DFFTに関する多数国間の政策立案・調整を推進。
② 委員会の下に、政府関係者と専門家・ステークホルダーからなる作業グループ（プロジェクト）を設置。
委員会の政策立案・調整に向けた助言と、そのボトルネックを解消する具体的なソリューションを議論・開発・提供。

■for Partnershipについて

③ 作業グループごとに様々な国際組織・機関と連携した共同プロジェクトが可能。各加盟国に対して共通のソリューションを提供。

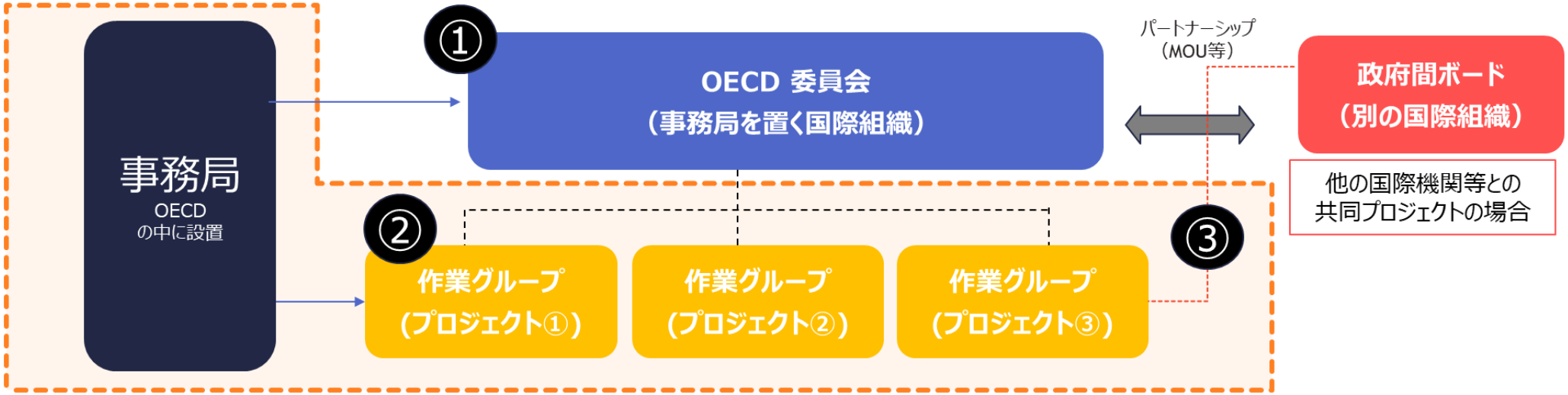

DFFTコミュニティ（IAP）
※OECDの下で承認（2023年12月4日）

※各作業グループには、プロジェクトの性質に応じて、政府・ステイクホルダーからそれぞれ適切な代表者が参加

【初期プロジェクト】
- データの越境移転に関する政策・規制の透明性向上（ASEAN連携）
- 国際送金
- Privacy Enhancing Technologies

G7におけるデータセキュリティの論点提起

- 2024年6月のG7プーリアサミットにおいて、DFFTの具体化、IAPの歓迎がなされるとともに、機微データの保護や安全に関する論点が提起された。

G7 広島サミット宣言（2023年5月）

広島サミット・首脳宣言

- DFFT具体化のための国際枠組み（Institutional Arrangement for Partnership： IAP）の立ち上げの承認
- DFFT具体化の今後の進展について首脳および関係閣僚に報告を求める

G7 プーリアサミット宣言（2024年6月）

プーリアサミット・首脳宣言（暫定訳）

- 我々は、正当な公共の利益の追求にかかる政府の能力を維持しつつ、信頼できる越境データ流通を可能にし、デジタル経済全体を活性化するために、「信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)」を具体化することの重要性を改めて表明する。我々は、DFFTの推進におけるOECDの主導的な役割を評価し、その専門家コミュニティを歓迎する。
- 我々は、データと、AIのような先端技術の相互作用がもたらす国際の平和及び安全への新たなリスクに対処することにより**信頼性のある自由なデータ流通を強化する措置の重要性を再確認する**。我々は、**遺伝子データを含む機微データの保護及び安全について最高の水準を確保**するという我々の共通の関心を認識する。

ワーキンググループ設置の背景・趣旨

- 海外ベンダーが供給するデジタルプラットフォームへの依存や、AI・量子コンピューティングによるデータ処理・解析能力の飛躍的向上が進む中、データに関連するリスクも多様化・複雑化。
- 先行する諸外国（米英等）では、自国民のデータが懸念国に渡ったり望まない形の利用を防ぐ法案を公開。
- データの流通・利活用を前提としつつも、データに付随する我が国の法益を保護するため、法制度・データ防護技術の両面からデータ防護の在り方を再考することが必要。

デジタルインフラの詳細のすべてを把握し、対処することは困難

企業のデジタルシステムは、海外企業を含む多くの民間ベンダーがその構成要素の調達に関わっているが、個々の構成要素・アプリケーションの稼働で収集されるデータの越境移転等の全容を把握することは企業秘密と抵触することもあり困難、懸念となるソフトウェア・コンポーネントなどのパーツを完全に排除することが難しい。

AI活用におけるリスク

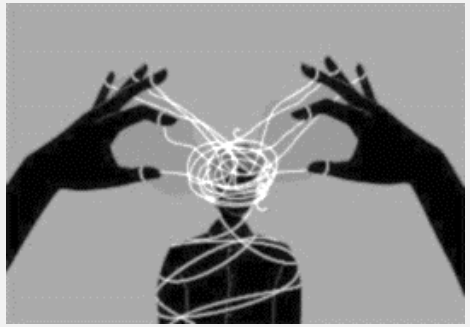

AIや量子コンピューティングがデータの大量処理を可能にする中で、企業がこういった技術を実装し使いこなしていくことが求められるようになるが、その反面、外部連携データや公表データから、自社のノウハウなどの秘密情報を再構築されうるリスクがある。

データセキュリティとは

- 自社が取得・保有するデータに付随する法益を実効的に保護していくために、焦点を「情報システム」から「データそのもの」に移し、システムの設計や調達準備段階で、適切な技術の実装やデータの取り扱いに関する手順・プロセス実装を評価することが求められる。

データに対するセキュリティ対策は、情報システム単位（ソフトウェアや製品）の管理によるもの（A）が中心であったが、近年の脅威に対応するためには、特に**データ自体へのセキュリティ対策（B）を進める必要がある**

A

企業や公共分野におけるデータを取り扱うデジタルインフラに対して、悪意のあるソフトウェアや製品が入らないように手順を検討するなど
（海外製品を使わないということは非現実的であり、全容を把握することは困難）

e.g.）SBOMの導入　等

B

- **データ層・データ自体を保護する制度、意図せぬ情報搾取を防ぐ技術及び手順（データガバナンスとも相互参照）を検討**
- **「AI時代における機微なデータの取り扱い」について検討**

e.g.）暗号化等の技術適用　等

- 論点としては、例えば、以下のようなものがある。

① どのようなデータ（政府保有・民間保有）が、現時点の法令・政令の下で防護対象になっているか
② 具体的にデータを保護する手段（技術、基準標準の有無）は何か
③ 既存のサイバーセキュリティ（情報システム単位）やデータガバナンス関連の取り組みと、どう連動させるか
④ AI等の分析能力の飛躍的向上を踏まえた機微データの防護に関する課題、特に既存の政府施策で不十分なところはあるか

（参考）自民党「技術流出防止など経済安全保障上の重要政策に関する提言」の公表

- 2024年9月3日、自民党経済安全保障推進本部は「技術流出防止など経済安全保障上の重要政策に関する提言」を公表。その中で、産学官連携による検討の場を設け、我が国のデータセキュリティに関する推進方策の方向性を示すべきとの提言がなされている。

「技術流出防止など経済安全保障上の重要政策に関する提言」（2024年9月3日、自民党政務調査会、経済安全保障推進本部）一部抜粋

（１）データセキュリティの確保

近年、諸外国の一部において、自国内のデータに対するガバナンスを強化するため、個人情報や産業データ等の越境移転を規制し、自国内の保管義務等を課す「データローカライゼーション」や、懸念国（懸念国の民間企業含む）から機微な個人データや政府保有データへのアクセスの禁止・制限にかかる措置、政府等の公的機関から民間保有データへのアクセスを可能とする「ガバメントアクセス」といった規律を設ける動きがある。

グローバル化したサプライチェーンの現状に鑑み、データの国境を越えた共有・利活用 を前提としたセキュリティの在り方を早急に検討する必要がある。我が国では、信頼性が確保された自由なデータ流通の促進を通じたグローバルなデジタル経済の発展に向けて、DFFT (Data Free Flow with Trust) を提唱し、G7をはじめとする国際場裡における議論を主導してきた、今後も、DFFTの提唱国として、IAP (Institutional Arrangement for Partnership) および二国間・多国間の様々な機会をとらえ、データの越境移転を前提としたデータガバナンスにおける国際協調を図りつつ、日本企業のニー ズを踏まえた上で、今後のデータセキュリティに関する国際的な議論を主導すべきである。このため、**産学官連携による検討の場を設け、我が国のデータセキュリティに関する推進方策の方向性を示すべき**である。

また、近年、個人情報保護や知財確保の観点からのデータ保護と流通のバランスを図る議論に加え、国家安全保障の観点から、インフラの稼働データ、モビリティ関連のデータ、国家機密に関するデータが懸念国に流出・活用されてはならない、との議論も活性化している。さらに、データ処理に必要なデータセンター・スパコン等の計算能力が懸念用途に活用されないようにすべき、との議論も見られる。

我が国においても漏えいすることで国の安全等を損なうおそれがある機備なデータについては、**DFFTの考え方との整合性を確保した上で、適切な保護を行うことが必要**である。このため、**安全保障の観点から保護すべき機微データやデジタルインフラを特定する作業を進める**とともに、そうした**機微データに対する保護措置の在り方・方策等について検討する**こと。

国内外一体的なデータエコシステムのための官民連携

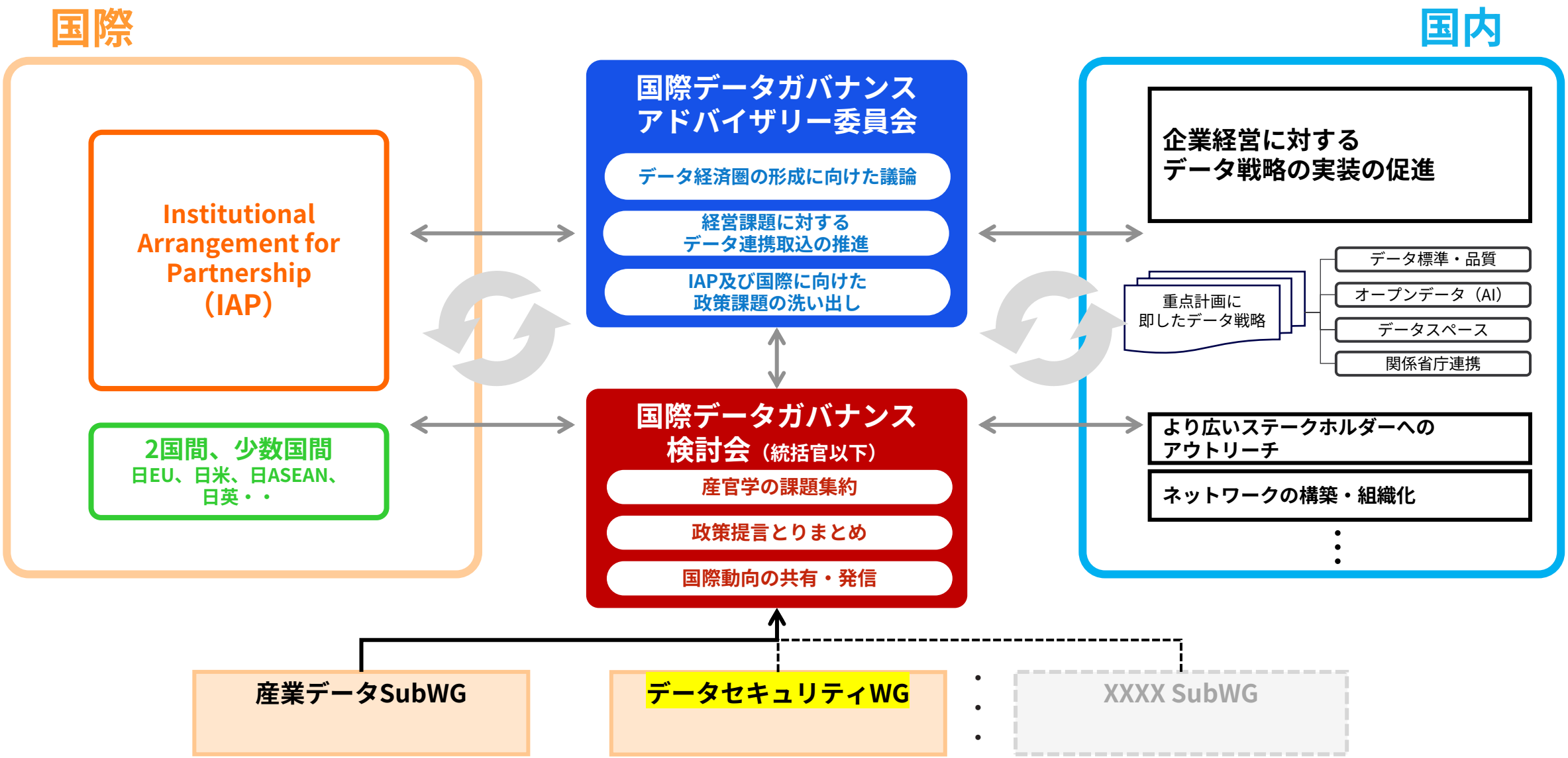

ワーキンググループにおける議論の視座

当日は以下2つの視座について議論を実施したが、運営要領４に定める事項に該当するため非公表とする。

リスクの性質に応じた防護

リスクに対しバランスのとれた防護

データセキュリティワーキンググループの取組方針（案）

- ワーキングループを立ち上げ、国家・組織間でデータの共有・連携を行う際の安全・安心と信頼を構築・維持することで越境データ流通を促進し、我が国の産業競争力を強化する

マッピング	□ 国内のデータの取り扱いに関する**法令上の定義・取扱、法令上の保護に関する情報の調査・マッピング** □ **データを保護する手段（実装すべき技術、基準標準、手順・プロセス(※)の有無等）の調査・マッピング** →調査・マッピング後、モデルケースに基づく情報の整理を検討 （※ データガバナンス・ガイドラインと相互参照を検討）
関係省庁連携	□ 上記取組について、**データに関連する法令・指針等を所管する関係省庁と情報連携**
技術プロセス等の評価	□ 上記でマッピングした技術、基準標準、手順・プロセスの法令との関係等を評価
機微データの扱い方	□ AI時代に対応した機微データの在り方の検討
普及・促進 国際	□ **DFFT関連の国際枠組みにおける国際データガバナンスの議論・標準形成などに反映** ※国際標準・国際データガバナンス形成を通じた産業政策への貢献も視野
普及・促進 国内	□ **議論を踏まえ、今後検討**

デジタル庁
Digital Agency